

## 介護保険制度

### 改悪

「いつか自分や親も

」「夫婦で利用してい

る」——40歳から保険料

を払い、65歳で保険証が

届く介護保険。安倍政権

は「金世代型社会保障」

に転換するとして、ケア

プラン作成費や要介護

1、2の生活援助サービ

スの保険給付外しなど制

度改悪を狙っています。

利用者を支えるはずの介

護保険はどうなるのか。

全日本民主医療機関連合

会（全日本医連）の林

泰則事務局次長に聞きました。

（和田真美）

全日本医連はサービス

抑制や負担増につながる制

度見直しに反対しています。介護従事者の待遇改

善、利用者負担の軽減と

そのため介護保険財政に

国負担割合を増やすこと

### 全日本民主医療機関連合会

### 林泰則事務局次長に聞く

を要望し、運動をすすめています。

現在、要介護認定者の65

5%が要介護2以下です

（図1：2017年4月時

点）。制度改悪は利用者半数

以上に影響を及ぼします。

安倍政権は15年4月、介

護予防を必要とする要支援

1、2の訪問介護・デイサ

ービスなどの通所介護の給

付を外し、総合事業として

市町村が独自に行う事業に

移行しました。それに続

き、財務省は今回、要介護

1、2の生活援助（料理、

洗濯、家事援助）を総合事

業に移行する案を示し、厚

生労働省はそれに応える形

で準備している状況です。

# 利用者65%に影響

## 無資格者に移行

（ヒス）やボランティア（B

）住民主体の支援事業）で

すでに実施されている要

支援1、2の総合事業の現

状はうまくいっていません

無資格者のサービス報酬は

専門職の約7割です。政

府は“どんどんAやBのサ

ーピスに移行してもらいたい

福社士などの専門職が行っ

たいた訪問・通所型サービ

スを一定の研修を受けた無

資格者（A：基準緩和サー

ービスなど）やボランティア（B

）でヘルパーや介護

福社士などの専門職が行っ

たいた訪問・通所型サービ

スを一定の研修を受けた無

資格者（A：基準緩和サー

ービスなど）やボランティア（B

）でヘルパーや介護

福社士などの専門職が行っ

たいた訪問・通所型サービ

スを一定の研修を受けた無

図1 Y-HAYASHI@全日本医連資料より作成

ンティアへの切り替えや地域の体操教室に放り込まれるなど、サービス制限や切り下げとなります。元気な人ならまだしも、支援を必要とする人には、かなり影響を与えます。健康悪化や、いままでの生活を維持できなどという実態があります。さらに国は総合事業全体の費用を“介護給付から”%と上限を設け、報酬単価を強制的に切り下げています。市町村は、報酬を高くすると予算を超えてしまったため、低く抑えてしまふため、そのため、事業所が総合事業から相次いで撤退しています。

民医連加盟の事業所もこの事業を担っています。Aの基準緩和サービスでいう“一定の研修を受けた人”はなかなかおらず、現行のヘルパーがやるさるを得ません。そうすると人件費が高くなり、まったく経営に見合わない状況です。

申請をさせないボランティアを使わざる

一ピス維持を続ける市町村もありますが、とにかく単価を下げようとする所もあります。何をするかは市町村の裁量で決めます。利用者の状態は同じでも居住地域で受けけるサービスが異なる事態が起こっています。

要介護認定の申請そのものができるだけさせない仕組みも組み込まれています。“水際作戦”です。市町村に申請する際、利用者は25項目のチェックリストに答える必要があります（家族が申請する場合は不要）。市町村はチェックリストを受け、要介護認定を申請すべきか判断します。無資格者でもこの担当になることが可能で、不服申し立て制度はありません。最初から基本チェックリストで振り分け、介護認定の申請すらさせないまま、総合事業に移すことも可能です。

“強制卒業”と“水際作戦”という二つの仕組みが組み込まれている総合事業は現状でも矛盾や限界が生じています。（つづく）